

平成 30 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞及び 若手科学者賞受賞候補者の推薦について

平成 30 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞及び 若手科学者賞受賞候補者の推薦について、文部科学省研究振興局長から受賞候補の推薦依頼がありました。貴社・貴所属・団体関係先に該当される方がいましたら、「科学技術分野の文部科学大臣表彰推薦事務要領」により「候補調査書」等を作成し、平成 29 年 7 月 7 日（金曜日）までに下記あてに提出してください。

なお、同要領につきましては、文部科学省ホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。

■表彰対象（概要）

<科学技術賞>

1 科学技術賞は、我が国の社会・経済、国民生活の発展向上等における最近の科学技術上の成果を顕彰するとともに、その成果に対する功績が顕著な者あるいはグループを表彰する。

2 科学技術賞は、以下の各部門の要件に該当する成果を対象とする。

(1) 開発部門

我が国の社会経済、国民生活の発展向上等に寄与する画期的な研究開発若しくは発明であって、現に利活用されているもの（今後利活用されることが期待できるものを含む）を行った個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人

(2) 研究部門

我が国の科学技術の発展等に寄与する可能性の高い独創的な研究又は発明を行った個人又はグループ

(3) 科学技術振興部門

大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出、地域における産学官連携、研究開発の社会的必要性に関する研究等の分野において、科学技術の振興に寄与する活動を行い、顕著な功績があったと認められる個人又はグループ

ただし「大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出、地域における産学官連携」については、今年度の表彰は行わない。

(4) 技術部門

中小企業、地場産業等において、地域経済の発展に寄与する優れた技術を開発した個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人

(5) 理解増進部門

青少年をはじめ広く国民の科学技術に関する関心及び理解の増進等に寄与し、又は地域において科学技術に関する知識の普及啓発等に寄与する活動を行った個人又はグループ

<若手科学者賞>

1 若手科学者賞は、次代を担う若手研究者の自立を促し、独創性の高い科学技術の発信に貢献するため、萌芽的な研究あるいは、独創的視点に立った研究等、高い研究開発能力を示した若手研究者個人を表彰する。

2 若手科学者賞は、以下の要件に該当する者を対象とする。萌芽的な研究、独創的視点に立った研究等、高度な研究開発能力を示す顕著な研究業績をあげた若手研究者個人

※1「萌芽的な研究、独創的視点に立った研究等、高度な研究開発能力を示す顕著な業績をあげた若手研究者個人」とは

・科学技術の各分野において、新たな研究手法、独創的な視点に立った研究手法等によりその研究能力あるいは開発能力の優秀性を示す顕著な業績をあげた者

・学会表彰等により、研究の独創性等が客観的に評価されている者

・国際的に高い評価を得ている学会誌・雑誌等に論文が掲載され、その優秀性が客観的に評価されている者

※2「若手研究者」とは

受賞時（平成30年度の4月1日現在）において、40歳未満の研究者

<提出（照会）先>

〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号 香川県 商工労働部 産業政策課 企画・総務グループ

<平成30年度科学技術分野の文部科学大臣表彰受賞候補者の推薦について>

http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1386092.htm